

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について

1. 理事、監事の報酬等については、当財団の定款第27条に記載のとおりです。
第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
 - 2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。
2. 定款第27条に関連する「役員報酬等規程」は下記のとおりです。
3. 評議員の報酬等については、当財団の定款第13条に記載のとおりです。
第13条 評議員の報酬は無報酬とする。
 - 2 評議員に対しては、費用を弁償することができる。

公益財団法人 群馬銀行環境財団

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬銀行環境財団の定款第27条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 この法人は、役員に対し、その職務執行の対価として報酬等を支給しない。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。